

# 「お知らせ掲示板」掲載基準・手続き

「お知らせ掲示板」は、平塚市広報規則（平成27年規則第38号。以下「規則」という。）第10条に規定する広報媒体のうち、広報紙「広報ひらつか」（以下「広報ひらつか」という。）第3金曜日号7面に掲載します。ただし、広報ひらつかは市政情報を優先するため、掲載を確約するものではなく紙面の都合で掲載できない場合があります。また、広報紙に掲載する文字数・表現などは、広報課で編集します。

## 1 掲載基準

広報ひらつか「お知らせ掲示板」は、市内で活動する個人または団体（申込者本人または申し込み団体の代表者は市内在住の者とする）が企画・実施し、市民に広く開放されている、事前申し込みの必要がない発表や展示などを原則として掲載の対象とする。なお、行政広報の公共性・公益性を損なう恐れのあるものおよび次に該当するものは掲載しない。

### 【掲載しないもの】

- ① 営利目的の宣伝・販売行為をするなど広告活動にあたるもの
- ② 政治的、宗教的活動にあたるもの
- ③ 掲載意図、内容が明確でないもの
- ④ 全市域の市民が対象でないもの
- ⑤ 活動や発表の場所が市内でないもの
- ⑥ 掲載する問い合わせ（連絡）先が市内居住者でないもの
- ⑦ 講座・講習会などを開催して、団体・教室などの会員や参加者、受講生を募集するもの
- ⑧ 参加者等に1,000円を超える費用の負担を求めるもの
- ⑨ イベントの出店者などの募集をするもの
- ⑩ その他、広報課長が掲載を不相当と認めたもの

## 2 掲載手続き

- (1) お知らせ掲示板の掲載を希望する者は、市が指定する期間に、別記第1号様式広報ひらつか「お知らせ掲示板」掲載応募用紙（以下「応募用紙」という。）を広報課長に提出しなければならない。掲載の応募は掲載希望号発行月の2か月前の1日から同月の最終日の午後5時まで受け付けます。

なお、締切日が土・日曜日、祝日および休日にあたる場合は、それ以降市役所が最初に開庁する日の午後5時までの受け付けとします。

例) 6月第3金曜日号に掲載を希望する場合

4月1日から受け付けを開始し、4月30日午後5時までの応募を受け付けます。

- (2) 上記(1)の掲載基準により応募内容を審査し、適当と認めるものを掲載候補とします。紙面の都合により掲載候補の全てを掲載できない場合は抽選します。

※ 応募は、市庁舎本館4階広報課広報担当窓口で直接受け付けます。郵送、ファクス、電子メールでも受け付けます。また応募用紙は、平塚市ウェブサイトからもダウンロードできます。

#### 平塚市市長室広報課広報担当

〒254-8686 平塚市浅間町9-1  
TEL : 0463-23-1111 (代表)  
0463-21-8761 (直通)  
FAX : 0463-21-9613  
E-mail : [kohohira@city.hiratsuka.kanagawa.jp](mailto:kohohira@city.hiratsuka.kanagawa.jp)  
URL : <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kouhou/keijiban.htm>

### 3 その他

- (1) 同一の申込者または申込団体の掲載は4月から翌年3月までの間に、2回を限度として受け付けます。また、年度内における連続月および同一案件の掲載はできません。
- (2) 参加者等に費用の負担を求めるものは、実費の範囲内であることが分かる書類(実施計画書、収支計算書、市の名義後援承認書など)を提示していただきます。ただし、1,000円を超える費用を求めるものは掲載できません。
- (3) 市民に広く開放される、市内の大学、高校など(ただし、中学校・小学校・幼稚園・保育園は除く)の文化祭、学園祭のPRは掲載できます。

以上

#### 附 則

この掲載基準・手続きは、平成23年1月4日から施行する。

#### 附 則

この掲載基準・手続きは、平成24年2月1日から施行する。

#### 附 則

この掲載基準・手続きは、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この掲載基準・手続きは、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この掲載基準・手続きは、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この掲載基準・手続きは、令和4年4月1日から施行とし、令和4年6月第3金曜日号より適用する。

(経過措置)

2 この掲載基準・手続きの施行の際現にある改正前に使用されている申込書による申し込み(令和4年5月第3金曜日号分)は、この掲載基準・手続きによる改正前の掲載基準・手続きによるものとみなし、申し込み内容を審査する。

附 則

(施行期日)

この掲載基準・手続きは、令和5年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この掲載基準・手続きの施行の際現にある改正前に使用されている「広報ひらつか「お知らせ掲示板」掲載申込書(令和4年4月1日施行)」による応募は、令和5年6月第3金曜日号掲載分まで、この掲載基準・手続きによる改正前の掲載基準・手続きによるものとみなし、応募内容を審査する。